

平成 23 年1月7日

各 位

会 社 名 株式会社 りそなホールディングス

代表者名 取締役兼代表執行役社長 檜垣誠司

(コード番号 8308 東証・大証 各一部)

**「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」  
並びに「新株式の発行に係る発行登録の取下げ」について**

株式会社りそなホールディングス(社長 檜垣誠司)は、本日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出し、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による「その他資本剰余金」への振り替え、並びに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

りそなグループは、平成 22 年 11 月 5 日、新たな「経営の健全化のための計画」の提出を機に、財務基盤を普通株式中心の分かりやすい資本構成に再構築するとともに、公的資金完済への展望を示すべく、「りそな資本再構築プラン」を公表いたしました。

かかる状況下、当社は、「りそな資本再構築プラン」の柱となるキャピタル・エクステンジ(資本の交換)の実現に向け、今般、普通株式を発行することいたしました。

新株式の発行を通じた「りそな資本再構築プラン」の実現により、りそなグループの資本政策の重点をこれまでの「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」に転換するとともに、健全なリーディングバンクとしての資金提供力を確固たるものとし、グループ企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

ご注意:この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

## 記

## I. 新株式発行及び株式売出し並びに「その他資本剰余金」の増加について

## 1. 公募等による新株式発行

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 下記①乃至③の合計による当社普通株式 1,237,000,000 株<br>①下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取り受けの対象株式として当社普通株式 652,000,000 株<br>②下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取り受けの対象株式として当社普通株式 479,000,000 株<br>③下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 106,000,000 株   |
| (2) 払込金額の決定方法        | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 23 年 1 月 24 日(月)から平成 23 年 1 月 26 日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。  |
| (4) 募集方法             | 国内及び海外における同時募集とする。<br>①国内一般募集<br>国内における募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とし、野村証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社を共同主幹事会社とする国内引受会社(以下「国内引受会社」という。)に国内一般募集分の全株式を買取り受けさせる。当社普通株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては野村証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社が共同して行う。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、共同主幹事会社が共同して行う。<br>②海外募集<br>海外における募集(以下「海外募集」という。)は欧州を中心とす |

ご注意:この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

る海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売、カナダにおいてはカナダ証券法の制限に従った私募での販売に限る。)における募集とし、Merrill Lynch International、Nomura International plc及びGoldman Sachs Internationalを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社(以下「海外引受会社」という。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集652,000,000株及び海外募集585,000,000株(上記(1)②に記載の買取引受けの対象株式479,000,000株及び上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式106,000,000株)を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及び後記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは野村証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社とする。

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (5) 引受人の対価           | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間<br>(国内一般募集) | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。   |
| (7) 払込期日             | 平成23年1月31日(月)から平成23年2月2日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。                            |
| (8) 申込株数単位           | 100株   |

ご注意:この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)その他公募等による新株式発行に必要な事項の決定については、グループ戦略部(ファイナンス・グループALM・IR)担当執行役に一任する。
- (10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1. をご参照)

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 63,000,000 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は公募等による新株式発行における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 63,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な事項の決定については、グループ戦略部(ファイナンス・グループALM・IR)担当執行役に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

### 3. 第三者割当による新株式発行(下記<ご参考>1. をご参照)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 63,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募等による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間 (申込期日) 平成 23 年2月 17 日(木)
- (6) 払込期日 平成 23 年2月 18 日(金)
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な事項の決定については、グループ戦略部(ファイナンス・グループALM・IR)担当執行役に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 4. 「その他資本剰余金」の増加(株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少)について

#### (1) 株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

預金保険法優先株式の取得・消却の原資を直ちに確保し、「りそな資本再構築プラン」に基づく公的資金返済に向けた柔軟かつ機動的な資本政策の運営を実現するためであります。

#### (2) 株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

##### ①減少すべき資本金の額

3,000 億円(ただし、公募等による新株式発行により増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該金額)

ご注意:この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

なお、同時に公募等による新株式発行により資本金を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額が同日前を下回ることはありません。

②減少すべき資本準備金の額

3,000 億円(ただし、公募等による新株式発行により増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該金額)

なお、同時に公募等による新株式発行により資本準備金を増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額が同日前を下回ることはありません。

③資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第3項及び会社法第 448 条第3項に基づく株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の手続によります。

(3) 株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 法定公告掲載日     | 平成 22 年 11 月 12 日(金)   |
| ② 債権者異議申述最終期日 | 平成 22 年 12 月 13 日(月)   |
| ③ 取締役会決議日     | 平成 23 年 1 月 7 日(金)   |
| ④ 効力発生日(予定)   | 平成 23 年 1 月 31 日(月)から平成 23 年 2 月 2 日(水)までの間のいずれかの日。<br>ただし、公募等による新株式発行の払込期日と同日とする。 |

## II. 新株式発行に係る発行登録の取下げ

(1) 取下げに係る発行登録の概要

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 提出日       | 平成22年11月5日   |
| ② 募集有価証券の種類 | 当社普通株式   |
| ③ 発行予定期間    | 発行登録の効力発生日から1年を経過する日まで。<br>(平成22年11月13日～平成23年11月12日) |
| ④ 発行予定額     | 6,000億円を上限とする。                                       |

(2) 発行登録による新株式の発行実績

なし

(3) 発行登録の取下げ理由

発行登録による株式の募集を取り止め、有価証券届出書を提出することとしたため。

ご注意:この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、上記「I. 1. 公募等による新株式発行」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から63,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、63,000,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な当社普通株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成23年1月7日(金)開催の取締役会において、野村證券株式会社が割当先とする当社普通株式63,000,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成23年2月18日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成23年2月10日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、シンジケートカバー取引及び安定操作取引に関して、野村證券株式会社はメルリンチ日本証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意:この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

2. 今回の公募等及び第三者割当による普通株式発行に伴う発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	1,214,957,691株	
(平成23年1月7日現在)	丙種第一回優先株式	12,000,000株	
	己種第一回優先株式	8,000,000株	
	第1種第一回優先株式	75,000,000株	
	第2種第一回優先株式	281,780,786株	
	第3種第一回優先株式	275,000,000株	
	第4種優先株式	2,520,000株	
	第5種優先株式	4,000,000株	
	第6種優先株式	3,000,000株	
	合 計	1,876,258,477株	

公募等による普通株式発行に伴う増加株式数	普通株式	1,237,000,000株	(注)1.
----------------------	------	----------------	-------

公募等による普通株式発行後の発行済株式総数	普通株式	2,451,957,691株	(注)1.
	丙種第一回優先株式	12,000,000株	
	己種第一回優先株式	8,000,000株	
	第1種第一回優先株式	75,000,000株	
	第2種第一回優先株式	281,780,786株	
	第3種第一回優先株式	275,000,000株	
	第4種優先株式	2,520,000株	
	第5種優先株式	4,000,000株	
	第6種優先株式	3,000,000株	
	合 計	3,113,258,477株	(注)1.

第三者割当による普通株式発行に伴う増加株式数	普通株式	63,000,000株	(注)2.
------------------------	------	-------------	-------

第三者割当による普通株式発行後の発行済株式総数	普通株式	2,514,957,691株	(注)2.
	丙種第一回優先株式	12,000,000株	
	己種第一回優先株式	8,000,000株	
	第1種第一回優先株式	75,000,000株	
	第2種第一回優先株式	281,780,786株	
	第3種第一回優先株式	275,000,000株	
	第4種優先株式	2,520,000株	
	第5種優先株式	4,000,000株	
	第6種優先株式	3,000,000株	
	合 計	3,176,258,477株	(注)2.

(注)1. 海外引受会社が上記「I. 1. 公募等による新株式発行」(1)③に記載の権利全部を行使し

ご注意: この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。



た場合の数字です。

2. 上記「I. 3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であり、上限を示したものであります。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募等及び第三者割当による普通株式発行に伴う手取概算額合計上限575,260,450,000円について、関係当局からの承認を前提として預金保険法に基づく優先株式(以下「預金保険法優先株式」という。)の取得資金に充当する予定であります。ただし、資金需要の発生までは、上記手取金は譲渡性預金及び当座預金として管理する予定です。

なお、当社は、「I. 4. 「その他資本剰余金」の増加(株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少)について」に記載のとおり、国内一般募集及び海外募集による株式発行(以下「本株式発行」という。)と同時に、資本金の額を3,000億円(ただし、本株式発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該金額)、資本準備金の額を3,000億円(ただし、本株式発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該金額)それぞれ減少することを、本日開催の取締役会において決議しております。また、当社は、平成22年11月5日(金)開催の取締役会において、取得期間を平成22年11月5日(金)から1年の期間内(ただし、当該期間内に実際の株式取得が完了した場合はそのときに終了するものとする。)とし、取得価額の総額9,000億円を上限に、第1種第一回優先株式につき上限75,000,000株、第2種第一回優先株式につき上限281,780,786株及び第3種第一回優先株式につき上限275,000,000株の自己株式取得枠の設定を決議し、その他利益剰余金並びに本株式発行と同時に行う上記資本金及び資本準備金の額の減少により増加するその他資本剰余金を原資として、預金保険法優先株式の取得を行う予定です。しかし、上記資本金及び資本準備金の額の減少は、関係当局における所要の手續等を前提とすることから、これらの手續の遅延等により、当該資本金及び資本準備金の額の減少が計画どおり実現しない場合には、預金保険法優先株式の取得の時期に影響を及ぼす可能性があります(なお、債権者保護手續は平成22年12月13日(月)に終了している。)。また、預金保険法優先株式の取得については、関係当局との間で合意が成立することが必要となることから、関係当局との協議又は交渉次第では、預金保険法優先株式の取得の時期に影響を及ぼす可能性があります。なお、本件第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金については、上記資本金及び資本準備金の額の減少の対象とはなりません。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

(3) 業績に与える影響

財務基盤を普通株式中心の分かりやすい資本構成に再構築するとともに、中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループでは、今後とも企業価値向上に向けた経営改革に努め、公的資金の早期返済を実現したいと考えており、内部留保の蓄積を優先することを基本的な方針としておりますが、「リそな資本再構築プラン」により預金保険法優先株式の配当負担が減少する見込みのため、「リそな資本再構築プラン」の実施を条件として、現状の年間普通配当予想(一株当たり配当金 10 円)比で普通株式配当を 2 割増配する方針です。

(2) 配当決定にあたっての考え方

普通株式配当につきましては、今後の収益状況等を踏まえ、安定配当に努めることといたします。なお、預金保険法優先株式の完済後、配当性向等の目標水準を含めた配当方針を明確化する予定です。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、公的資金の早期返済に向けて、返済原資として蓄積していく方針であります。

ご注意:この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

## (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 20 年3月期	平成 21 年3月期	平成 22 年3月期	
1株当たり連結当期純利益	23,690.06 円	76.27 円	88.32 円	
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	普通株式 1,000.00 円 (0.00 円)	普通株式 10.00 円 (0.00 円)	普通株式 10.00 円 (0.00 円)	
	乙種第一回優先株式 6,360.00 円 (0.00 円)	乙種第一回優先株式 －円 (－円)	乙種第一回優先株式 －円 (－円)	
	丙種第一回優先株式 6,800.00 円 (0.00 円)	丙種第一回優先株式 68.00 円 (0.00 円)	丙種第一回優先株式 68.00 円 (0.00 円)	
	戊種第一回優先株式 14,380.00 円 (0.00 円)	戊種第一回優先株式 －円 (－円)	戊種第一回優先株式 －円 (－円)	
	己種第一回優先株式 18,500.00 円 (0.00 円)	己種第一回優先株式 185.00 円 (0.00 円)	己種第一回優先株式 185.00 円 (0.00 円)	
	第1種第一回優先株式 2,564.00 円 (0.00 円)	第1種第一回優先株式 31.90 円 (0.00 円)	第1種第一回優先株式 28.68 円 (0.00 円)	
	第2種第一回優先株式 2,564.00 円 (0.00 円)	第2種第一回優先株式 31.90 円 (0.00 円)	第2種第一回優先株式 28.68 円 (0.00 円)	
	第3種第一回優先株式 2,564.00 円 (0.00 円)	第3種第一回優先株式 31.90 円 (0.00 円)	第3種第一回優先株式 28.68 円 (0.00 円)	
	第4種優先株式 99,250.00 円 (0.00 円)	第4種優先株式 992.50 円 (0.00 円)	第4種優先株式 992.50 円 (0.00 円)	
	第5種優先株式 54,622.00 円 (0.00 円)	第5種優先株式 918.75 円 (0.00 円)	第5種優先株式 918.75 円 (0.00 円)	
	第6種優先株式 －円 (－円)	第6種優先株式 －円 (－円)	第6種優先株式 386.51 円 (0.00 円)	
	第9種優先株式 26,769.00 円 (－円)	第9種優先株式 325.50 円 (0.00 円)	第9種優先株式 －円 (－円)	
	実績連結配当性向	4.2%	13.1%	11.3%
	自己資本連結当期純利益率	14.41%	5.58%	6.30%
連結純資産配当率	－	－	－	

- (注) 1. 乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式については、平成 21 年3月 13 日に消却され、第9種優先株式については、平成 21 年9月8日に消却されております。また、第6種優先株式については、平成 21 年 12 月8日に発行されております。
2. 実績連結配当性向は、普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

ご注意: この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益金額を期中平均連結純資産額から連絡財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出しております。
4. 平成21年3月期の数値については、期中に株式分割(平成20年5月16日開催の取締役会において決議され、効力発生日は平成21年1月4日。1株を100株に分割。)を行っておりますが、期初から株式分割があったものとして記載しております。
5. 普通株式1株当たり純資産(期首と期末の平均)がマイナスのため記載しておりません。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

上記<ご参考>「2. 今回の公募等及び第三者割当による普通株式発行に伴う発行済株式総数の推移」に記載のとおり、当社は、丙種第一回優先株式、己種第一回優先株式、第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式、第3種第一回優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式及び第6種優先株式を発行しており、このうち丙種第一回優先株式、己種第一回優先株式、第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式及び第3種第一回優先株式については、それぞれ当社の定款に定める期間中に、当該優先株式の取得と引換えに当社普通株式の交付を請求することが可能であります。当該優先株式が本日現在有効な引換価額で取得された場合に交付される当社普通株式の総数並びに今回の公募等及び第三者割当による普通株式発行後の発行済普通株式総数に対する割合(見込み)は、以下のとおりとなっております。

	本日現在有効な引換価額で取得された場合に交付される当社普通株式の総数	今回の公募等及び第三者割当による普通株式発行後の発行済普通株式総数に対する割合(見込み)
丙種第一回優先株式	35,992,801株	1.43%
己種第一回優先株式	27,800,945株	1.10%
第1種第一回優先株式	135,992,747株	5.40%
第2種第一回優先株式	694,897,129株	27.63%
第3種第一回優先株式	492,390,331株	19.57%
合 計	1,387,073,953株	55.15%

ご注意:この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

## (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

## ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	増 資 額	増 資 後 資 本 金	増 資 後 資 本 準 備 金	摘要
平成 21 年 9 月 8 日	103,650 百万円	379,026 百万円	379,026 百万円	(注) 1.
平成 21 年 12 月 8 日	75,000 百万円	364,701 百万円	364,701 百万円	(注) 2.

- (注) 1. 普通株式の第三者割当によるものです。当該株式の発行と同日付で、会社法第 447 条第 3 項及び会社法第 448 条第 3 項の規定に基づく普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替えが行われており、振り替え後の資本金及び資本準備金の額は、各々 327,201 百万円であります。
2. 第 6 種優先株式の第三者割当によるものです。当該株式の発行と同日付で、会社法第 447 条第 3 項及び会社法第 448 条第 3 項の規定に基づく第 6 種優先株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替えが行われており、振り替え後の資本金及び資本準備金の額は、各々 327,201 百万円であります。

## ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 20 年 3 月 期	平成 21 年 3 月 期	平成 22 年 3 月 期	平成 23 年 3 月 期
始 値	316,000 円	1,670 円	1,330 円	1,179 円
高 値	325,000 円	2,050 円	1,518 円	1,255 円
安 値	150,000 円	725 円	871 円	445 円
終 値	166,000 円	1,310 円	1,182 円	545 円
株価収益率	7.00 倍	17.17 倍	13.38 倍	一倍

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。
2. 当社は、平成 21 年 1 月 4 日を効力発生日として 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っており、平成 21 年 3 月期の株価については、期初から株式分割があったものとして記載しております。
3. 平成 23 年 3 月期の株価については、平成 23 年 1 月 6 日(木)現在で表示しております。
4. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期末の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成 23 年 3 月期については未確定のため記載しておりません。

ご注意: この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等(平成 20 年4月以後に決議又は決定が行われたものに限る)における割当先の保有方針の変更等

平成 21 年9月の普通株式の第三者割当に関しては、継続保有に関する取決めは存在せず、割当時の保有方針から変更はありません。平成 21 年 12 月の優先株式の第三者割当に関しては、保有方針に変更はありません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり、当該募集に係る受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行若しくは当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行又は当社株主による当社普通株式の売出しについての同意等(ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行並びにオーバーアロットメントによる売出し等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以上

ご注意:この文書は、当社の「新株式発行及び株式売出し」、「その他資本剰余金の増加」並びに「新株式発行に係る発行登録の取下げ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。